

## 令和 4 年度行政評価（令和 3 年度実施事業）の実施について

### 1 実施趣旨

- (1) 効果的かつ効率的な行政運営の推進及び行政の透明性を確保すること。
- (2) 予算編成への活用、決算の参考、施策、事業等の改善に資すること。  
※ 特に、市の最重要計画である第 6 次総合計画に基づいた事業の実施、行政改革指針及び中期財政計画に基づいた事業の改善の状況を確認し、その後のさらなる改善に資するとともに、次年度の予算に反映することに重きを置いています。

### 2 実施方式

- (1) 内部評価（業務担当課による自己評価）
- (2) 外部評価（行政改革推進委員による評価） ※資料 2 参照

### 3 実施形式

- (1) 事業評価票（A 票）
  - ア 予算体系に連動します。  
予算体系の「大事業」を事業評価します。
  - イ 決算資料（地方自治法第 2 3 3 条の規定に基づく決算関係書類である主要事業の成果）とします。
- (2) 施策評価票（S 票）  
予算にかかわらず（予算を伴わない）重要な施策を評価します。

### 4 事業評価の実施

- (1) 対象の事業 ※資料 3 参照  
本市の予算体系の「大事業」に分類される事業から選定
  - ア 総合計画のアクションプラン該当事業（毎年）
  - イ 行政改革指針に関連する事業（隔年）
  - ウ 中期財政計画に関連する事業（隔年）【令和 3 年度】
  - ア 総合計画アクションプラン該当事業
  - イ 中期財政計画関連事業
- (2) 様式（事業評価票（A 票））  
別添参照

### 5 施策評価の実施

- (1) 対象の施策 ※資料 3 参照
  - ア 行政改革の重要課題事業（行革第 1 弾、第 2 弾、第 3 弾）
  - イ 中期財政計画関連事業
- (2) 様式（施策評価票（S 票））  
別添参照